

環境性能割にかかる付加物について

環境性能割の課税標準は自動車の取得価額とされていますが、自動車に取り付けられる付属物（以下「付加物」という。）についても、自動車の取得価額に含めて課税の対象とすることとされています。

この付加物とは通常、自動車の取付用品といわれているものを指し、ボルトやネジ等によって自動車に固定されているものが通例です。

付加物を例示すると以下のとおりとなりますので、付加物を判断する際の参考にしてください。

なお、メーカーオプション又はディーラーオプションを問わず、該当する付加物であれば課税対象となりますのでご注意ください。

1 自動車全般において想定されるもの

(ア) 「付加物」として取得価額に含むもの

カーナビゲーション、ETC車載器、カメラ（リヤ、バック等）、モニター、オーディオ（カセット、CD、MD等）、オートアンテナ、スピーカー、エアコン、エアバッグ、サンバイザー、サイドバイザー、盗難防止装置、ライター、ランプ類（フォグラмп等）、ミラー類（ワイドルームミラー等）泥除け、ルーフラック、その他自動車に付加して一体となっているもの

(イ) 「付加物ではない」ため取得価額に含まないもの

カバー類（シートカバー等）、マット類（フロアマット等）、ヘッドレスト、ETCセットアップ、チャイルドシート、オートピロー類、スペアタイヤ、タイヤチェーン、標準装備される工具、洗車用具など

2 特種用途自動車においてのみ想定されるもの

<特種用途自動車>

キャンピング車、道路作業車、入浴車、車いす移動車、冷蔵冷凍車、清掃車、現金輸送車、レッカー車、路上教習車、霊柩車など

(ア) 「付加物」として取得価額に含むもの

バックブザー、リヤラダー、車いす固定装置（車いす移動車）、無線電話・無線アンテナ（現金輸送車）、教官用スピードメーター（路上教習車）など

(イ) 「付加物ではない」ため取得価額に含まないもの

作業灯、回転灯、三角表示灯、赤色合図灯、消火器、社名板、担架、キッチン専用照明・就寝用ベッド・脱着式テーブル・ギャレー設備（キャンピング車）、浴槽・ボイラー（入浴車）、人又は物を運送するために用いられない特別な機械又は装置（次頁以降参照）

※ 付加物の取得価額を把握し、適正な課税事務を行う必要があることから、環境性能割を申告する際には、必ず、価格証明書や売買契約書等、付加物の取得価額がわかる書類を添付してください。

〔特種用途自動車の付加物〕

次の左欄に掲げる特種用途自動車につき、それぞれ右欄に掲げる特別な機械又は装置は「人又は物を運送するために用いられるもの」ではありませんので、特種用途自動車の付加物にはなりません。

記載のない自動車については、当該自動車の特種な用途に使用するために架装した付加物が「人又は物を運送するために用いられるもの」であるかどうかにより判断します。

自 動 車 の 種 類	付加物にならない特別な機械又は装置
トラッククレーン (荷役作業を行う自動車)	クレーン及び付帯装置
高層作業車・架線修理車・梯子自動車等 (高所で作業を行う自動車)	伸縮式梯子及び作業台並びに付帯装置
消防自動車・化学消防車 (消防を行う自動車)	消火用の機械及び装置
排煙車 (ビル火災等の場合に排煙を行う自動車)	吸引扇その他の排煙装置
穴掘車 (穴掘作業を行う自動車)	掘削機械及び付帯装置
建柱車 (建柱作業又は穴掘りを行う自動車)	穴掘、建柱又は抜柱用の機械及び付帯装置
パワーショベル車 (掘削及び積載作業を行う自動車)	ショベル及び作業機械
杭打車 (杭打作業を行う自動車)	杭打機械及び付帯装置
コンクリートポンプ車 (生コンクリートを高所に圧送する作業を行う自動車)	圧送機械及び付帯装置
給気車 (圧縮空気供給作業を行う自動車)	エアーコンプレッサー及び付帯装置
路面清掃車 (道路の清掃作業を行う自動車)	吸塵機械その他の清掃装置
高圧洗じょう車 (路面に水を射出して洗じょう作業を行う自動車)	高圧ポンプその他の付帯装置
下水管・側溝清掃車 (下水管又は側溝の洗じょう・清掃作業を行う自動車)	ポンプ、ろ過装置及び付帯装置
変圧器車 (故障時又は臨時の給電を行う自動車)	変圧器及び付帯装置
ベルトローダ (航空機等の高所へ荷物を積み込む作業を行う自動車)	ベルトコンベアー及び付帯装置
トラックミキサー (生コンクリートを運搬する自動車)	ドラムを回転させる機械装置
タンクローリー (石油、L P G等を運搬する自動車)	吸・排用ポンプ装置

自 動 車 の 種 類	付加物にならない特別な機械又は装置
粉粒体輸送車 (粉粒体を運搬する自動車)	スクリーその他の押出装置
冷凍車 (食品を冷凍のまま運搬する自動車)	冷凍機械
航空燃料補給車 (航空機に給油する自動車)	吸・排用ポンプ装置及び脱水、ろ過装置
散水車 (路面等で散水する自動車)	ポンプ及び付帯装置
リフトトラック (荷物を高所へ積み込む自動車)	荷箱上昇用装置
し尿汲取車 (し尿汲取の作業をする自動車)	バキュームポンプ及び付帯装置
じんかい車 (じんかいの収集作業をする自動車)	じんかい圧縮積み込み及び排出装置
テレビ中継車 (テレビの現場中継を行う自動車)	テレビカメラ及び送信装置並びに付帯装置
録画車 (現場録画を行う自動車)	テレビカメラ、VTR等の設備
移動スタジオ車 (現場中継を行う自動車)	放送用の設備
電源車 (TV中継、映画撮影の照明等の場合に給電する自動車)	発動発電機及び付帯装置
写真現像電送車 (取材現地より写真を電送する自動車)	現像、電送設備
レントゲン車その他の医療防疫自動車 (医療防疫を行う自動車)	レントゲン機械、その他の医療防疫用設備
採血車 (集団採血を行う自動車)	血液保存冷蔵庫、消毒設備等の設備
宣伝車 (広報宣伝を行う自動車)	放送設備
栄養指導車 (料理の講習指導を行う自動車)	冷蔵庫、調理台等の設備
水質試験車・その他の試験車測定車 (各種の試験、測定を行う自動車)	各種の試験、測定用の設備
タラップ車 (航空機の乗客の乗降に用いる自動車)	タラップ及び付帯装置

○ 環境性能割の問い合わせ先

自動車の種別		県税事務所	所在地	電話番号
自動車	神戸ナンバー	神戸県税事務所 自動車税審査課	神戸市東灘区魚崎浜町 33	(078) 441-0305
		神戸県税事務所 自動車税資料課	神戸市長田区二葉町 5 丁目 1-32	(078) 647-9161
	姫路ナンバー	姫路県税事務所 自動車税審査課	姫路市飾磨区中島福路町 3323	(079) 233-8260
		姫路県税事務所 自動車税資料課	姫路市北条 1-98	(079) 281-9160
軽自動車	神戸ナンバー	神戸県税事務所 軽自動車税審査課	神戸市東灘区御影本町 1-5-5	(078) 822-6050
	姫路ナンバー	姫路県税事務所 自動車税審査課	姫路市飾磨区中島福路町 3323	(079) 233-8260